省　　令

○厚生労働省令第八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日　　厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～八の三　（略） 八の四　パロペグテリパラチド及びその製剤。ただし、一mL中パロペグテリパラチドをＰＴＨ（一―三十四）として〇・三㎎以下を含有する注射剤を除く。 八の五～八の二十三　（略） 九～十九　（略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～五十九の七　（略） 五十九の八　セペタプロスト及びその製剤。ただし、一mL中セペタプロストとして〇・〇二㎎以下を含有する点眼剤を除く。 五十九の九～五十九の二十八　（略） 六十～百四十二　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～八の三　（略） （新設） 八の四～八の二十二　（略） 九～十九　（略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～五十九の七　（略） （新設） 五十九の八～五十九の二十七　（略） 六十～百四十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料―般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　（略） (2)　飼料―般の製造の方法の基準 ア～ニ　（略） ヌ　安息香酸は、豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ネ～ヒ　（略） (3)～(5)　（略） ２～６　（略）	別表第１（第１条関係） １　飼料―般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　（略） (2)　飼料―般の製造の方法の基準 ア～ニ　（略） ヌ　安息香酸は、体重がおおむね70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ネ～ヒ　（略） (3)～(5)　（略） ２～６　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）